## 少年団・ハッピ貸し出しのご案内 下池田町少年団

下池田町少年団では、ハッピの貸し出しを行います。 少年団加入の方、もしくは祭礼だけに一時参加される方、 制限はございませんので、下記、要領にて貸し出しを行います。

9月10日(日)午前9~11時 ☆ 日時

☆ 場所 下池田町会館 1階大会議室(返済も同じ)

☆ 借用保証金 必要ございません。

☆ 返済日時 10月9日(月)午前9時~11時

申込書と、誓約書(少年団以外の方)に必要事項をご記入の上、窓口に提出して下さい。 登録終了後、ハッピとの交換になります。

- ※登録者以外の人が偽って入手したハッピを着用してだんじりを曳行する事は認めません。 発覚した場合、祭礼中であってもその場で返却して頂きます。
- ※借用したハッピを改造する事は厳禁です。仕方なく丈合わせが必要な場合は手縫いで 仮縫いして下さい。返却時は元の状態に戻して下さい。 生地が傷む為ミシンを使う事も禁止します。ミシン縫いの場合は買い取りになります。
- ※返却されない場合や、第三者へ貸与した場合は今後の貸し出しを致しません。

※返却時にクリーニング、洗濯の必要はございません。

## 少年団ハッピ借用申込書

保護者責任のもと、曳行参加を認め保護者の捺印の上、申し込みます

(ふりがな) 氏名		性別	学校名	学年	ハッピ登録番号 (記入しないで下さい)
		男·女	中学校	年	
					自宅電話番号
住所					
					緊急連絡先 (保護者の電話)
保護者名				印	

(注)下池田町少年団未加入の方は誓約書も必要です

## 誓約書

下池田町会 会長 様 下池田町少年団 代表 様

私は、令和5年度のだんじり祭(10/1試験曳きを含む)において、 貴町のだんじり曳行に参加させて頂くための条件として、 下記事項を保護者の責任の元に誓約いたします。

## 一記一

- ・ 貴町の規律を遵守し、貴町の各祭礼委員の指示に従います。
- ・ 曳行中の事態について、貴町及び貴町の祭礼団体に対して一切の不平不満ならびに異議を申し立てません。
- ・ 曳行中の事故等による不測の事態によって、私に身体的・ 物質的損害が発生しても、それに対する賠償、見舞を貴町 及び貴町の祭礼団体に対して一切要求いたしません。

令和5年		月	日			
<u>住</u>	所:					
<u>氏</u>	名:					
<u>学</u>	年:		中学	年		
<u>保護者</u>	<u>氏名:</u>			————		
電話番号 :						